

## ○ 入札時における配置予定技術者調書の提出に関する取扱要領

制 定 平成 27 年 4 月 1 日  
最近改正 令和 3 年 4 月 1 日

### 第 1 趣旨

この要領は、大阪広域環境施設組合（以下「本組合」という。）が発注する工事について、適正な施工の確保を徹底するため、入札者に対し、所属する主任技術者、監理技術者、特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）又は監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の職務を補佐する者をいう。）（以下「監理技術者等」という。）のうち、当該工事を受注した場合に配置を予定する者（以下「配置予定技術者」という。）を記載した書類（以下「配置予定技術者調書」という。）の提出を求め、その確認等を行うための必要な事項を定める。

### 第 2 対象とする入札

配置予定技術者調書の提出の対象とする入札は、本組合が発注する工事の請負に係る一般競争入札（制限付一般競争入札、総合評価落札方式を含む。以下同じ。）、公募型指名競争入札及び指名競争入札とする。

### 第 3 提出を求める配置予定技術者調書

(1) 提出を求める配置予定技術者調書は、別紙 1 のとおりとし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 工事名称
- イ 入札者名（共同企業体の場合は構成員ごとに提出する。）
- ウ 配置を予定する監理技術者等の氏名、生年月日及び現在配置中工事の有無
- エ 予定従事役職
- オ 法令による資格・免許等（交付番号・監理技術者講習受講日等）
- カ 経營業務の管理責任者の氏名
- キ 営業所における専任の技術者の氏名

(2) 建設業許可の申請・変更等の届出時に提出している経營業務の管理責任者証明書及び専任技術者証明書もしくは専任技術者一覧表の副本の写し、配置予定技術者調書記載の資格・免許及び雇用関係を証する書類等の写しを配置予定技術者調書に添付させるものとする。

(3) 実務経験による主任技術者を配置する場合には、別紙 2 の主任技術者経歴書を提出させるものとする。

主任技術者経歴書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 入札者名（共同企業体の場合は構成員ごとに提出する。）
- イ 配置を予定する主任技術者の氏名及び生年月日
- ウ 所属会社名及び入社年月日
- エ 建設工事の種類
- オ 実務経験の該当区分
- カ 学歴及び学科
- キ 従事した工事案件ごとに工事名・所属会社・発注者又は注文者・工期・従事した職名

### 第 4 提出期限

配置予定技術者調書の提出期限は次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札及び公募型指名競争入札  
公告文、入札説明書又は公示文の定めによる。
- (2) 指名競争入札

- 落札決定日の勤務時間内とする。
- (3) 上記(1)(2)により難しい場合は、別途取り扱うものとする。

#### 第5 配置予定技術者調書の確認等

第3(2)に掲げるもののほか、当該工事の請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。）が3,500万円以上（ただし建築一式工事は7,000万円以上）の場合は、以下に掲げる事項を確認するために必要な資料（以下「確認資料」という。）を、配置予定技術者調書と同時に提出させるものとする。

##### (1) 専任の確認

配置予定技術者の専任について疑義がある場合は、入札者に対して改めて確認する。

##### (2) 直接的かつ恒常的な雇用関係の確認

常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であり、かつ3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを求め、確認することとする。

なお、一般競争入札及び公募型指名競争入札に付す場合にあっては入札公告又は公示文に定める日以前に、指名競争入札に付す場合にあっては入札の執行日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあることとする。

#### 第6 確認資料等の取扱

第3(2)及び第5の規定により提出された確認資料等は、提出者に無断で他に使用しないものとする。

#### 第7 配置予定技術者と契約後の通知に基づく監理技術者等の同一性

契約後に本組合工事請負契約書第11条に基づく通知による監理技術者等は、配置予定技術者調書に記載されている者と同一人であり、かつ当該工事の元請会社に所属する者とする。

ただし、下請契約の請負代金の額が変更になり、主任技術者から監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐へ変更しなければならない場合や、以下に掲げる条件に該当し、やむを得ず変更せざるを得ないと本組合が認める場合はこの限りではない。なお、この場合は当初予定していた配置予定技術者に係る全ての条件（直接的かつ恒常的な雇用関係については、当該工事の工期が6月を超える場合に限り、変更の申請日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあることをもって条件を満たすものと認める。）を満たし、かつ当初予定していた配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならないものとする。

- (1) 病気等の理由により監理技術者等としての職務の遂行ができないと判断された場合
- (2) 当該監理技術者等が死亡した場合
- (3) 当該監理技術者等が退職した場合
- (4) 当該監理技術者等が真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- (5) 工期が2年以上の長期に渡る工事で1年以上の期間連続して監理技術者等として従事した場合
- (6) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- (7) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

#### 第8 落札決定等の無効

提出期限を過ぎても配置予定技術者調書の提出がない場合又は本組合の指示に従わない場合は、落札決定又は落札候補決定を無効とする。

#### 第9 配置予定技術者を配置できない場合

第7条ただし書を除き、配置予定技術者調書に記載されている者を当該工事に配置することができない場合、本組合は、契約を締結しない又は契約を解除できるものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月1日より適用する。
- 2 この要領による改正後の要領第5及び別紙の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあつては施行日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあつては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要領による改正後の要領の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあつては施行日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあつては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

配置予定技術者調書

商号又は名称 \_\_\_\_\_

工事名称	
------	--

当該工事に配置予定の技術者は、下表のとおりです。

ふりがな		生年 月日	昭・平 年 月 日生
技術者氏名			
ふりがな		生年 月日	昭・平 年 月 日生
技術者氏名			
現在配置中工事	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有      (当該工事に専任配置の場合は、裏面に定める日までに配置を終えていること)		
兼任する工事名称 <small>(特例監理技術者を配置する場合)</small>			
予定従事役職	法令による資格・免許等 (当該工事に求められる資格を記載すること)		
<input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 特例監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐 <small>※監理技術者補佐は専任</small> <input type="checkbox"/> 主任技術者  [ 上記について ] <input type="checkbox"/> 専任配置	監理技術者資格者証	監理技術者講習受講日	
	【交付番号： _____】	平成・令和 年 月 日 修了	
	国家資格等の名称		
	<input type="checkbox"/> 1・2級 ( ) 施工管理技士 【資格番号： _____】 <input type="checkbox"/> 1級 ( ) 施工管理技士補 【資格番号： _____】 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
該当する項目に <input checked="" type="checkbox"/> チェックをしてください。 <input type="checkbox"/> ( ) 年以上の実務経験 (建設業法第7条2号(イ・ロ・ハ該当)) <small>※実務経験による主任技術者を配置する場合は、別紙2の「主任技術者経歴書」を提出すること</small>			

経營業務の管理責任者の氏名 (建設業法第7条)	
営業所における専任の技術者の氏名 (建設業法第15条)	

※1 建設業許可の申請・変更等の届出の時に提出している「経營業務の管理責任者証明書(様式第7号)」及び「専任技術者証明書(様式第8号(1)又は(2))」もしくは「専任技術者一覧表(様式第1号別紙4)」の副本の写しを添付すること。

※2 当該工事に求められる資格及びその登録番号を記載し、これを証するものの写しを添付すること。また、監理技術者の配置を要する場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証明するものを有する者であること。

(例)	○技術検定合格証明書(写)	○監理技術者資格者証(写)(表・裏【監理技術者講習修了履歴】)
-----	---------------	---------------------------------

※3 当該工事の請負代金額(消費税及び地方消費税を含む。)が3,500万円以上(建築一式工事7,000万円以上)の場合は、申請日(一般競争入札(制限付一般競争入札含む。)及び公募型指名競争入札に付す場合にあつては入札公告又は公示文に定める日。指名競争入札に付す場合にあつては入札の執行日。以下同じ。)現在で常勤の自社社員であり、かつ3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。

(例)	○標準報酬決定通知書(写)	○雇用保険における被保険者証(写)	○市町村発行特別徴収税額通知書(写)(特別徴収義務者用)
	○健康保険被保険者証(写)(所属会社が判るもの)	○雇用保険における被保険者通知書(写)(事業主通知用)	○その他公的書類で雇用が確認できる書類(写)*

\* 当該技術者が後期高齢者医療被保険者の場合においては、大阪府の建設業許可申請時における常勤性確認書類を参考として、技術者の雇用関係が客観的に証明できる資料により確認を行うものとする。

※ 裏面の注意事項を必ず御一読ください。

## 配置予定技術者調書提出に関する注意事項

- 1 特例監理技術者について、監理技術者補佐を専任で置いた場合は兼任できるものとする。ただし、兼任できる工事現場は、本組合発注工事で2件とする。
- 2 請負代金額が3,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上）となる場合は、他工事に従事している者、経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者は、当該工事の専任の技術者として配置できない。  
ただし、専任の技術者であっても、工場製作のみで現場が稼働していない期間は専任を要しないものとする。（この場合においては、公告本文の入札参加資格の配置予定技術者欄に「工場製作のみで現場が稼働していない期間は、当該技術者の専任での配置を要しない。」と記載する。）
- 3 一般競争入札（制限付一般競争入札を含む。）及び公募型指名競争入札に付す場合にあって、申請日現在（制限付一般競争入札の場合は資格審査資料提出日）で配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者で申請しても差し支えないものとする。  
ただし、その場合は、全ての候補者について本組合の求める条件を満たしていることとし、落札決定日（議会の議決を要する工事である場合は、本契約締結日の前日）までに配置する技術者を特定しなければならない。
- 4 専任で配置予定の当該技術者は、落札決定日現在で、他の工事に従事していないこと。（上記2のただし書及び次の各号に該当する場合を除く）
  - (1) 議会の議決を要する工事である場合で、上記3の特定日現在で他の工事に従事している場合は、本契約締結日前日までに他の工事の配置を終えていること（なお、配置予定技術者の申請日時点で本契約締結日前日までに完了することが明確である工事に限る）
  - (2) 上記2のただし書の場合は、現場が稼働する期間の前日までに他の工事の配置を終えること
- 5 原則として特定した配置技術者の変更は認めない。  
ただし、下請契約の請負代金の額が変更になり、主任技術者から監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐へ変更しなければならない場合や、以下に掲げる条件に該当し、やむを得ず変更せざるを得ないと本組合が認める場合はこの限りではない。なお、この場合は当初配置技術者に係る全ての条件（直接的かつ恒常的な雇用関係については、当該工事の工期が6月を超える場合に限り、変更の申請日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあることをもって条件を満たすものと認める。）を満たし、かつ当初配置技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
  - (1) 病気等により監理技術者等としての職務の遂行ができないと判断された場合
  - (2) 当該監理技術者等が死亡した場合
  - (3) 当該監理技術者等が退職した場合
  - (4) 当該監理技術者等が真にやむを得ない理由により転勤となる場合
  - (5) 工期が2年以上の長期に渡る工事で1年以上の期間連続して監理技術者等として従事した場合
  - (6) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合
  - (7) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- 6 上記5ただし書を除き、配置予定技術者調書に記載されている者を当該工事に配置することができない場合、本組合は、契約を締結しない又は契約を解除できるものとする。

